

監査結果公表第 19 - 10 号

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 19 年 9 月 3 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一

記

1 措置の通知

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知

第 5 回工事監査（平成 18 年度）

飛行場南側排水路関連浸水対策工事

平成 19 年 7 月 25 日付け八土土建第 89 号

第 6 回工事監査（平成 18 年度）

高美町四丁目公園整備工事

平成 19 年 7 月 25 日付け八土み第 52 号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八土土建第 89 号

平成19年7月25日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八 尾 市 長 田 中 誠 太

随時監査（工事監査）の結果に対する措置の通知について

平成19年4月26日付け監査報告第19-7号の、工事監査の結果に基づく措置を別紙のとおり
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容

土木部土木建設課

飛行場南側排水路関連浸水対策工事

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
(1) 設計について No. 1 組立 3 号マンホールに流入される、φ600mm 及び φ400mm の管渠は共に副管が必要となるが、上下に重なる形となり、φ600 から φ400 に副管が取り付けられ、かつ φ400 から人孔インバートに副管が取り付けられる 2 段構造となっている。φ600 からの落下水が φ400 の流水を阻害することが考えられるため、好ましい構造とは言い難い。2 本の管渠からの副管が各々機能するような平面的な配管位置を検討されたい。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 2 月 23 日）
	副管の構造を上下に重ならないよう、設計変更をおこないました。
同人孔に接するように NTT の管渠（2 条 2 段）が復元されることになるが、この管路の埋め戻しに伴う沈下を最小に抑えることが必要である。最も効果のある沈下防止対策を設計上検討しておくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済（平成 19 年 7 月 13 日）
	管路付近は埋め戻しに伴う沈下を最小に抑えるべく 20cm ごとの転圧を行うことで、NTT と協議し立会いのもと施工しました。
(2) 積算について 本工事では、急曲線（半径 10m）施工という条件から泥濃式推進工法が唯一施工に適していることから採用に至っている。なお、この急曲線施工のための 6 分割可能な推進管の単価は、3 社見積りのうち最低値に対し、掛け率を用いて採用していた。普通推進管の単価に対し、相当のコスト高となっていた。急曲線施工を採用しない場合の費用は、この程度のアップ費では収まらないものと判断されるが、概略の費用比較を示しておきたい。	措置状況 4. その他
	本工事におきましては、埋設管管理者との協議結果から到達人孔（大阪府流域下水道幹線施設）付近の埋設管は移設不可能との判断をされたことや、さらに大正川の河川敷（堤体）であることから掘削等ができないことにより立坑が築造不可能であること、ならびに、到達人孔への流入角を適正にするよう管理者と協議を行いました。その結果、急曲線施工しか採用できないものです。 したがって、急曲線施工を採用しない普通推進管での施工は不可能でありますので本工事での経済比較はできないところです。今後、特殊な推進管を採用する際は、通常の推進管施工の場合との経済比較を行い、設計いたします。

(3) 施工について ア施工計画書について (ア)土留鋼矢板の打ちこみ 高さの精度が±80mm とな っていたが、大阪府の同規格値 は±50mm であるので訂正し ておくことが必要である。	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td><td>1. 措置済（平成19年2月19日）</td></tr> <tr> <td colspan="2">訂正いたしました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成19年2月19日）	訂正いたしました。	
措置状況	1. 措置済（平成19年2月19日）				
訂正いたしました。					
(イ)発進立坑の土留め施工 図に NTT 管路の懸垂桁及び 吊り防護関係の図を示され たい。また、埋め戻しによる NTT 管路に対する沈下防止 対策も示しておくことが望 まれる。	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td><td>1. 措置済（平成19年2月19日）</td></tr> <tr> <td colspan="2">施工計画書に防護関係の図ならびに沈下防止対策を示しました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成19年2月19日）	施工計画書に防護関係の図ならびに沈下防止対策を示しました。	
措置状況	1. 措置済（平成19年2月19日）				
施工計画書に防護関係の図ならびに沈下防止対策を示しました。					
イ使用材料承諾書類につい て、コンクリート強度が 18 N/mm2 のものが提出されて いたが、この水セメント比は 66%となっていた。均しコン クリートに使用するもので 強度を指定しないものであ るとのことであるが、水セメ ント比規定である 65%以下 （土木学会）の範囲を満たし ていないものであるので留 意されたい。	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td><td>4. その他</td></tr> <tr> <td colspan="2">コンクリートについては、構造的に強度を求めるものと、均しコンクリートのよう強度を直接求めないものを適正に判断していきます。</td></tr> </table>	措置状況	4. その他	コンクリートについては、構造的に強度を求めるものと、均しコンクリートのよう強度を直接求めないものを適正に判断していきます。	
措置状況	4. その他				
コンクリートについては、構造的に強度を求めるものと、均しコンクリートのよう強度を直接求めないものを適正に判断していきます。					
ウ立坑の基地には工事資材 が仮置きされているが、限ら れた面積であるため常に整 理整頓に努められたい。	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td><td>1. 措置済（平成19年2月16日）</td></tr> <tr> <td colspan="2">現場内での整理整頓を常に心がけ施工するよう指示しました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成19年2月16日）	現場内での整理整頓を常に心がけ施工するよう指示しました。	
措置状況	1. 措置済（平成19年2月16日）				
現場内での整理整頓を常に心がけ施工するよう指示しました。					
エ本工事の工程は予定より 遅れており、工期内竣工は困 難だと思われ、年度繰り越し は現在の状況ではやむを得 ないものと判断される。早期 に手続きを行うと共に、新た な工期設定をよく検討して おくことが必要である。ま た、これにかかる借地の延長 や鋼矢板などの賃貸期間の 延長に関する処置も実施し ておくことが望まれる。	<table border="1"> <tr> <td>措置状況</td><td>1. 措置済（平成19年3月30日）</td></tr> <tr> <td colspan="2">工期延期、繰越の手続きを行い、それに伴う借地の期間延長や鋼矢板などの賃貸期間の延長も行いました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成19年3月30日）	工期延期、繰越の手続きを行い、それに伴う借地の期間延長や鋼矢板などの賃貸期間の延長も行いました。	
措置状況	1. 措置済（平成19年3月30日）				
工期延期、繰越の手続きを行い、それに伴う借地の期間延長や鋼矢板などの賃貸期間の延長も行いました。					

オ立坑出入用昇降はしごの固定や安全施設の点検を行っておくことが望まれる。また、必要な照明や入坑者の明示等の整備を行うと共に、立坑内に小石等が落下しないよう、地上部立坑周辺の養生を行っておくことが必要であると思われる。	措置状況 1. 措置済（平成19年2月16日） 墜落防止措置等について指示し、定期的に点検することも、再度打合せを行いました。
(4)その他 この事業を実施することによって当該地域の浸水被害がどの程度緩和されることになるのか市民に分かり易く説明できるようにしておくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済（平成19年2月16日） 事業の必要性について、市民理解を得られるように、これまでの主な浸水被害の発生箇所と、事業実施により浸水被害が緩和されることが説明できる概略図面を用意し、市民にわかり易く説明責任を果たすよう努めます。

八土み第 52 号

平成 19 年 7 月 25 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八 尾 市 長 田 中 誠 太

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の通知について

平成 19 年 4 月 26 日付け監査報告第 19-7 の、随時監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により報告いたします。

随時監査(工事監査)の結果に対する措置の内容

土木部みどり課

高美町四丁目公園整備工事

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
(1)設計について 特記仕様書において、鉄筋の仕様がSD295Aとなっているが、SD345の誤りであるので訂正されたい。 また、植栽のための植穴のバーク堆肥の配合比が、埋戻し土:バーク堆肥=8:2とされていたが、正しくは「埋戻し土(容積)に20%のバーク堆肥を添加する」と表現することが必要であるので今後とも留意されたい。	措置状況 1. 措置済(平成19年2月19日) 特記仕様書の鉄筋の仕様については、SD345に訂正しました。 また、植栽のための植穴のバーク堆肥の配合比を、「埋戻し土(容積)に20%のバーク堆肥を添加する」の表現に改めました。 なお、現場施工については設計図書のとおり実施されております。今後は、指摘事項に十分留意し設計を行います。
(2)積算について 遊具等の価格について、3社の見積価格に各種材料毎に掛率を掛け最低値を決定されていた。掛率については物価版にある製品に対し対象業者より見積りを取り、この比率を基本として決定されていたが、設計図書において価格の算出過程を分かり易く整理しておくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済(平成19年2月19日) 今回の遊具等の価格については、算出過程を明確に整理しました。 今後は、指摘事項に十分留意し積算を行います。
(3)施工について (ア)本工事の施工計画書は細部に至るまで詳しく記載されていたが、各種工事の内容は同一の表現が多いものとなっていた。本工事のような細かな工程が多い工事では、各工種の施工ポイントとなることを重点的に記載することが望ましいので今後留意されたい。	措置状況 1. 措置済(平成19年2月19日) 今回の指摘事項の内容で、施工計画書の各工種の施工ポイントとなることを重点的に記載しました。 なお、現場施工については設計図書のとおり実施されております。今後は、指摘事項に十分留意し施工します。
(イ)植栽木の産地での写真において、高さ、枝幅は寸法が判別できるが幹回りの写真がないので、現場に持ち込まれた段階で立ち会いの上確認し、写真撮影を行っていただくことが望まれる。	措置状況 1. 措置済(平成19年2月19日) 樹木の幹回りの寸法が、確認できる写真の撮影を行いました。今後は、指摘事項に十分留意し施工します。

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
(ウ) 産業廃棄物処理の処理伝票(マニフェスト)のE票のコピーが不鮮明であった。コピーの濃度設定を変えるなど判読できるようにコピーをしておかれない。	措置状況	2. 措置予定
	今回につきましてはE票の原票そのものが不鮮明で、記入内容が明確に判読できない状態であります。今後は、産業廃棄物処理の処理伝票(マニフェスト)の作成時にE票も鮮明になるよう十分に指導していきます。	
(エ) インターロッキングブロック端部の仕上げに曲線が多いこともあり、目地が比較的大きく開いていたり、四阿基礎付近の小片となるブロックが詰めてあるところでは、容易に抜ける状態であった。今後は硅砂を確実に詰め、色合わせしたカラーモルタルにて周辺を仕上げるなどの工夫を行うことが望まれる。	措置状況	1. 措置済(平成19年2月21日)
	硅砂を確実に詰め、色合わせしたカラーモルタルにて周辺を仕上げました。今後は、指摘事項に十分留意し施工します。	
(4) その他 工事の竣工に当って地元自治会と確認を行うと共に、防災備蓄倉庫等の今後の維持管理についても十分協議をしておかれない。	措置状況	1. 措置済(平成19年3月19日)
	工事の竣工後、平成19年3月18日には、公園の開園にあわせて植樹式を行い、地元自治会と八尾市の間で今後の公園の維持管理等についての協定を締結しました。なお、開園以降の公園については活発な清掃活動等が行われており、現在においても維持管理の行き届いた公園となっています。 また、災害時において地元が有効に防災備蓄倉庫を使用出来るように、地元と十分協議を行い内容の充実を図りました。なお、今後の防災備蓄倉庫の管理については、総務部防災対策室が行います。 今後も、指摘事項に十分留意し地元調整を行います。	